

様式第5（第3条関係）

預託等取引業者名

所在地

電話番号

代表者の役職名・氏名

印

事業年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

個 別 注 記 表

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律第3条の規定により顧客に交付する書面）

個 別 注 記 表 （1） （ 一 般 的 な 注 記 事 項 ）

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 会計方針の変更に関する注記
- 4 表示方法の変更に関する注記
- 5 会計上の見積りの変更に関する注記
- 6 誤謬の訂正に関する注記
- 7 貸借対照表等に関する注記
- 8 損益計算書に関する注記
- 9 株主資本等変動計算書に関する注記
- 10 税効果会計に関する注記
- 11 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 12 金融商品に関する注記
- 13 賃貸等不動産に関する注記
- 14 関連当事者との取引に関する注記
- 15 一株当たり情報に関する注記
- 16 重要な後発事象に関する注記
- 17 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成すること。
- 2 記載すべき注記事項は、預託等取引業者が会計監査人設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）に該当するか否か、公開会社（会社法第 2 条第 5 号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）に該当するか否かにより、以下のように異なる。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項についての注記を省略することができる。その場合には、「該当なし」と記載すること。なお、「株式譲渡制限会社」とは、非公開会社、すなわち、全ての株式の譲渡を制限している株式会社のことをいう。

注 記 項 目	株 式 会 社		
	会計監査人 設置会社	会計監査人非設置会社	
		公開会社	株式譲渡 制限会社
1 継続企業の前提に関する注記	○	△	△
2 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○
3 会計方針の変更に関する注記	○	○	○
4 表示方法の変更に関する注記	○	○	○
5 会計上の見積りの変更に関する注記	○	△	△
6 誤謬の訂正に関する注記	○	○	○
7 貸借対照表等に関する注記	○	○	△
8 損益計算書に関する注記	○	○	△
9 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○
10 税効果会計に関する注記	○	○	△
11 リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	△
12 金融商品に関する注記	○	○	△
13 賃貸等不動産に関する注記	○	○	△
14 関連当事者との取引に関する注記	○	○	△
15 一株当たり情報に関する注記	○	○	△
16 重要な後発事象に関する注記	○	○	△
17 その他の注記	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載が必要、△・・・記載は任意

- 3 事業年度経過後 3 月以内の日に本書面を交付する場合には、直近事業年度の直前の事業年度を当事業年度として記載することができる（この様式において、以下同じ。）。
- 4 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとす

るが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもって表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

5 「様式第2 貸借対照表」、「様式第3 損益計算書」又は「様式第4 株主資本等変動計算書」の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

6 上記に掲げた個別注記事項の記載に当たっては、以下の要領に従つて、記載すること。

（注1）継続企業の前提に関する注記

事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）に注記する。この場合、次に掲げる事項を記載する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当事業年度の末日の翌日から1年以内に講じるもの）
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響が計算書類（「様式第2 貸借対照表」、「様式第3 損益計算書」、「様式第4 株主資本等変動計算書」及び本様式をいう。この様式において、以下同じ。）に反映しているか否かの別

（注2）重要な会計方針に係る事項に関する注記

会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（注3）会計方針の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の預託等取引業者は、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 遡及適用をした場合には、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 計算書類の主な項目に対する影響額
 - ロ 当事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

（注４）表示方法の変更に関する注記

一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

（注５）会計上の見積りの変更に関する注記

会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨及びその理由）

（注６）誤謬の訂正に関する注記

誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 当該誤謬の内容
- ② 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

（注７）貸借対照表等に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

- ① 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - イ 資産が担保に供されていること。

ロ イの資産の内容及びその金額

ハ 担保に係る債務の金額

② 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

③ 関係会社（会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 25 号に定める会社をいう。この様式において、以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額

④ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

⑤ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

⑥ 預託等取引業者の親会社（会社法第 2 条第 4 号に定める会社をいう。）株式の各表示区分別の金額

⑦ その他

（注 8） 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を記載する。

（注 9） 株主資本等変動計算書に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 当事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）は、種類ごとの発行済株式の数）

② 当事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社は、種類ごとの自己株式の数）

③ 当事業年度中に行つた剰余金の配当（当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第 124 条第 1 項に定める基準日が当事業年度のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項

イ 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

ロ 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合には、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額

- ④ 当事業年度の末日において預託等取引業者が発行している新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 4 号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該預託等取引業者の株式の数（種類株式発行会社は、種類及び種類ごとの数）

（注 10） 税効果会計に関する注記

次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因を記載する。

- ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- ② 繰延税金負債

（注 11） リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引の借主である預託等取引業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項を記載する。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合には、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

- ① 当事業年度の末日における取得原価相当額
- ② 当事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ③ 当事業年度の末日における未経過リース料相当額
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

（注 12） 金融商品に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項

（注 13） 賃貸等不動産に関する注記

次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

（注 14） 関連当事者との取引に関する注記

預託等取引業者と関連当事者（会社計算規則第 112 条第 4 項に定める者をいう。この様式において、以下同じ。）との間取引（当該預託等取引業者と第三者との間の取引で当該預託等取引業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものを記載する。ただし、会計監査人設置会社以外は、④から⑥まで及び⑧に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項

イ その名称

ロ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める預託等取引業者が有する議決権の数の割合

ハ 当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

② 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ その氏名

ロ 当該預託等取引業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

③ 当該預託等取引業者と当該関連当事者との関係

④ 取引の内容

⑤ 取引の種類別の取引金額

⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針

⑦ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当事業年度の末日における残高

⑧ 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当変更が計算書類に与えている影響の内容

関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、上記に定める注記を要しない。

① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

③ ①及び②に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引

関連当事者との取引に関する注記は、関連当事者ごとに表示しなければならない。

(注 15) 一株当たり情報に関する注記

次に掲げる事項を記載する。

① 一株当たりの純資産額

② 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

③ 預託等取引業者が当事業年度又は当事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して①及び②に掲げる額を算定したときは、その旨

(注 16) 重要な後発事象に関する注記

当該預託等取引業者の当事業年度の末日後、当該預託等取引業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象を記載する。

(注 17) その他の注記

注 1 から注 16 までに掲げるもののほか、「様式第 2 貸借対照表」、「様式第 3 損益計算書」及び「様式第 4 株主資本等変動計算書」により預託等取引業者の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

個 別 注 記 表 (2) (特定商品及び施設利用権に関する注記事項)

① 特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法 (重要な会計方針に係る事項)

特定商品及び施設利用権		評価基準及び評価方法
種 類	細 目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

② 特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権		特性に応じたリスク、運用方針及び 管理体制等
種 類	細 目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

③ 特定商品及び施設利用権の時価等 (単位: 円)

特定商品及び施設利用権		流動・固定 の別	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
種 類	細 目				
(令第1条第 項第 号)		流動資産			
		固定資産			
(令第1条第 項第 号)		流動資産			
		固定資産			

④ 時価の算定方法

特定商品及び施設利用権		時価の算定方法
種 類	細 目	
(令第1条第 項第 号)		
(令第1条第 項第 号)		

(記載上の注意)

第1 一般的事項

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに作成すること。なお、「種類」には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるよう記載することとし、内書(括弧書)として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

第2 個別事項

① 特定商品及び施設利用権の評価基準及び評価方法(重要な会計方針に係る事項)

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、評価基準及び評価方法を記載すること。

② 特定商品及び施設利用権の状況

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、その特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)、運用を予定している場合にはその運用方針及び管理体制等について記載することとし、運用を予定していない場合にはその旨脚注すること。なお、「特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)」とは、例えば、特定商品が貴金属等の場合には盗難等、生物資産の場合には死亡、枯死又は腐敗等、施設利用権の場合には発行会社の経営状況の悪化等が考えられる。また、「管理体制等」には、特定商品及び施設利用権の特性に応じたリスクの減殺方法並びに保管体制等が含まれるものとする。

③ 特定商品及び施設利用権の時価等

- (1) 特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、「様式第2 貸借対照表」において表示している「特定商品及び施設利用権」(流動)と「長期特定商品及び施設利用権」(固定)とを区別し、貸借対照表計上額、時価及びその差額を記載すること。
- (2) 「流動・固定の別」とは、流動資産科目の「特定商品及び施設利用権」及び固定資産科目の「長期特定商品及び施設利用権」の別を意味している。
- (3) 「貸借対照表計上額」及び「時価」の欄は、「様式第2 貸借対照表」の貸借対照表日と同一時点で記載すること。なお、時価とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

④ 時価の算定方法

- (1) 特定商品及び施設利用権の種類（細目）ごとに、③に記載した「時価」の算定方法を記載すること。
- (2) 市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及びその取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を記載すること（時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を記載すること）。